

医療機関等との 透明性に関する指針

株式会社ユニシス

改訂1版（2022年4月25日）

はじめに

ユニシスは、日本医療機器産業連合会（医機連）が医療に貢献する産業として社会の信頼に応えるべく適正な事業活動を推進することを目的として定める「倫理綱領」及び「企業行動憲章」の精神に則り、医療機関等との関係の透明性に関する指針を策定し、自社の方針として企業活動における医療機関等への資金等の提供に関する情報を公開致します。

医療の発展とその向上に資するためには、医療機関や医療関係者との連携は必須であり、医療の一旦を担う企業には公正かつ適正な判断のもとで産学連携活動が行われることへの高い倫理観と透明性が求められています。

以上のことから、かかる企業活動に伴い医療機関等に提供する資金等に関する情報を公開することにより、高い倫理性を担保することとします。

1.公開対象先

公開対象先とする資金提供等の相手先(総称して「医療機関等」とする)は、以下の通りとする。

1. 病院、診療所、その他医療を行う医療機関
2. 大学の医学・歯学・薬学系の研究部門、ARO:大学等がその機能を活用して医薬品開発等を支援する組織、大学の理学・工学等におけるライフサイエンス系の研究部門、医療機関に併設される研究部門、その他ライフサイエンス系の研究機関
3. 医師会、技師会、看護協会、医学会、その他の医療関係学会・研究会等の医療関係団体
4. 医療関係の財団法人、社団法人、会社法人、NPO法人、社団等
5. 特定臨床研究における研究の管理等を行う団体(CRO:医薬品開発受託機関やSMO:治験施設支援機関を含む)
6. 医療担当者(医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、その他医療に従事する者)
7. 医療業務関係者(医療担当者を除く医療機関の役員、従業員、その他医療機関において医療機器の選択又は購入に関与する者)
8. 医学、歯学、薬学の他、理学、工学等におけるライフサイエンス系の研究者

2. 公開範囲

公開対象とする資金等は、

1. 日本国内の医療機関等に提供した資金等(価額を問わない)
2. 外注業者や財団等の第三者を経由した場合を含む
3. 会費、広告料、学会展示費用にかかる資金等は除外する

3.費用区分

費用区分は以下の5つに区分する。

A 研究費開発費等

B 学術研究助成費

C 原稿執筆料等

D 情報提供関連費

E その他の費用

A 研究費開発費等

A-1 特定臨床研究費

A-2 倫理指針に基づく研究費

A-3 臨床以外の研究費

A-4 臨床試験費(治験費)

A-5 製造販売後臨床試験費

A-6 不具合・感染症症例報告費

A-7 製造販売後調査費

A-8 その他研究開発関連費用

公開情報は費用区分毎に以下の通りとする。

A-1 特定臨床研究費

- jRCT識別番号
- 提供先施設等の名称
- 研究実施医療機関名
- 研究責任医師名
- その所属等の名称と役職
- 契約件数と年間の総額

A-2 倫理指針に基づく研究費

- 提供先施設等の名称
- 提供先施設内の組織の名称
- 個人の所属・役職・氏名
- 契約件数と年間の総額

A-3 臨床以外の研究費

- 提供先施設等の名称の一覧
- 年間の件数と総額

A-4 臨床試験費（治験費）

A-5 製造販売後臨床試験費

A-6 不具合・感染症症例報告費

A-7 製造販売後調査費

- ・提供先施設等の名称
- ・提供先施設内の組織の名称
- ・個人への所属・役職・氏名
- ・契約件数と年間の総額

A-8 その他研究開発関連費用

- ・年間の総額

B 学術研究助成費

B-1 奨学寄附金

B-2 一般寄附金

B-3 学会等寄附金

B-4 学会等共催費

学術研究助成費は、個別名称と件数と金額を公開する。

※臨床研究法で公表を義務付けられている費用等は識別して公開する。

C 原稿執筆料等

C-1 講師謝金

C-2 原稿執筆料・監修料

C-3 コンサルティング等業務委託費

原稿執筆料等は、個別名称と件数と金額を公開する。

※臨床研究法で公表を義務付けられている費用等は識別して公開する。

D 情報提供関連費

D-1 講演会等会合費

D-2 説明会費

D-3 医学・医療工学関連文献等提供費

D-1及びD-2は、年間の件数と総額を公開する。

D-3は、年間の総額を公開する。

E その他の費用

E-1 接遇等費用

その他の費用は、年間の総額を公開する。

4.公開の方法と時期

4-1 公開の方法

当社事業年度毎にホームページ上で公開する。

4-2 公開の時期

当該事業年度の決算後3ヶ月以内に公開する。

最後に

この指針は、日本医療機器産業連合会(医機連)が策定する「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に基づき作成したものです。

今後、医機連が策定する指針に改訂が為された場合は、改訂内容を精査した上で本指針の改訂を検討することとします。

以上